患者給食業務 委託契約書 (案)

一般財団法人新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、患者給食業務委託について、次のとおり契約を締結する。

(目的及び内容)

第1条 甲は、次に掲げる業務(以下「業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受 託する。

業務名称	患者給食業務
業務内容	「患者給食業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
実施場所	南魚沼市浦佐4132番地

(委託期間)

第2条 業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(委託料)

- 第3条 業務の委託料(以下「委託料」という。)は、次に掲げる費用を合計した額 (消費税及び地方消費税を除く。)とし、支払いは月払いとする。
 - (1)変動費(食材費相当)

仕様書3 (2) で定める額に、仕様書5 (2) ア (ア) で定める業務数量を乗じて 算出した金額 (当該金額に円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。) と する。

なお、仕様書3(3)イ(イ)に該当する食材等は、仕様書3(2)の定めによらず、調達に係る実費を変動費とする。

(2) 固定費

月額 円

(契約保証金)

第4条 契約保証金は免除する。

(権利の譲渡等の制限)

第5条 乙は、本契約に定める権利を第三者に譲渡し、又は本契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

(再委託の取扱)

第6条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

(立入調査等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは業務の実施状況について随時実地調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め又は必要な指示をすることができる。

(一般的損害)

第8条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

- 第9条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するもの とし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰す べき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 前項の場合、その他の業務について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙 協力してその処理、解決に当たるものとする。

(業務報告書の提出)

第10条 乙は、各月ごとにその業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書 (以下「報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査)

- 第11条 甲は、前条の報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。
- 2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを 準用する。
- 3 第1項の検査及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

- 第12条 乙は、各月業務の成果が検査に合格したときは、翌月10日までに適正な支払請求 書を甲に提出する。
- 2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、提出した月 の末日までに、委託料を乙に支払うものとする。

(業務の代行)

- 第13条 乙は、火災、労働争議、業務停止等の事情により、その業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者として公益社団法人日本メディカル給食協会を指定しておくものとする。
- 2 乙の申し出により甲が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、公益社団法人日本 メディカル給食協会は乙に代わってこの契約書の規定に従い業務を代行しなければな らない。ただし、この場合であっても、乙の義務は免責されるものではない。

(履行期限の延長)

- 第14条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により甲の指定する 日までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書 面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、 履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めること ができる。
- 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めると きは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

- 第15条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、 甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日から検査に合格する日までの間の日数(検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。)に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する代金の額を契約金額から控除した額とする。
- 3 第1項の違約金は、契約金額の支払時に契約金額から控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に達するまでの額の支払を請求するものとする。

(契約内容および金額の変更等)

第16条 甲は、必要がある場合には、本契約の内容および金額を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

なお、その場合、契約の変更又は中止に必要な事項は、甲乙協議の上、定める。

2 甲は、前項の定めより本契約を変更又は中止しようとするときは、変更又は中止しよ うとする日の2か月前までに、乙にその旨を通知しなければならない。ただし、緊急の 場合は、この限りではない。 (予算の制約による契約の変更又は解除)

第 17 条 本契約は、毎年3月に開催される一般財団法人新潟県地域医療推進機構臨時評議員会において、次年度の収支予算が承認されることが条件となる停止条件付き契約であるため、甲は、第2条で定める委託期間中において本契約に係る予算が減額若しくは削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。

(甲の解除権)

- 第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。
 - (1) 契約の締結又は履行について、不正があったとき。
 - (2) 履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (3) 正当な事由がないのに定められた期日までに契約の履行に着手しないとき。
 - (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - (5) 一般競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を 失ったとき。
 - (6) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
 - (7) 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められるとき。
 - (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宣を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (11) 乙が本契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - (12) 乙が本契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を下請契約、 資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき
 - (13) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(解除に伴う措置)

- 第19条 甲が前条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は、契約金額の10分の1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
 - なお、業務が完了した後も同様とする。
- 2 前項の場合において、本契約の締結にあたり契約保証金の納付又はこれに代わる担保 の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当す ることができる。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、そ の超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第20条 乙は、本契約に関して第18条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。

なお、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 第18条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、審決の対象となる行為が、 独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委 員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認める とき。
- (2) 第 18 条第 1 項第 3 号に掲げる場合において、刑法第 198 条の規定による刑が確定 したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その 超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(天災による履行不能)

第21条 天災その他不可抗力によって業務上損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議のうえ定める。

(危険負担)

第22条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、 乙の負担とする。

(秘密の保持)

第23条 乙は、秘密の保持については、「別紙12 個人情報取扱特記事項」に基づき、本件業務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し又は解除された後も同様とする。

(費用の負担)

第24条 本契約の締結に要する費用は、甲乙均等に負担する。

(法令の遵守)

第25条 本契約の履行に関して、甲乙は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働関係 調整法(昭和21年法律第25号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他関係法令 を遵守するものとする。

なお、乙は、関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲 に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

- 第26条 乙は、本契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入(契約の適正な履行を妨げることをいう。)又は不当な要求(事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。)(以下これらを「不当介入等」という。)を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。
- 2 甲は、乙が不当介入等を受けたことにより本契約の履行について遅延が発生するおそれ があると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第27条 本契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 28 条 本契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲 乙協議の上、決定する。 本契約を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲および乙が合意の後に電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

新潟県南魚沼市浦佐 4132 番地 甲 一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院 病院長 鈴木 榮一

 \angle